

# 知財法務の勘所Q&A（第16回）

## ソフトウェア開発に関する産学連携の留意点 ～大学における著作権の取扱い～



アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
弁理士 重森 一輝

民間企業と大学との間の共同研究に代表される産学連携活動は、ここ10年以上、年々盛んに行われるようになってきています。文部科学省の統計によれば、大学等における民間企業からの研究資金等の受入額は年々増加しており、平成28年度には約848億円（前年度比で約83億円増）となり、初めて800億円を超える規模にまで至っています<sup>1</sup>。

従来は、産学連携といえば、創薬や再生医療等のライフサイエンス分野を対象とするものが伝統的に最も多かったといえますが、昨今では、世情を反映して、人工知能（AI）やIoTなどの先端IT分野での共同研究等のコラボレーションがにわかに急増しているように見受けられます。このような先端IT分野の産学連携では、成果物に係る知的財産として、従来のように特許（発明）はもちろんですが、機械学習用プログラムや組み込みソフトウェアのようなプログラム、或いはデータベース等に関する著作権が生じるケースが増えることが想定されます。これまでは、どちらかというの特許に関する実施条件等について研究当事者間での争点になることが主でしたが、今後は、研究成果としての著作権の取扱いがよりクローズアップされてくるのではないかと考えられます。

本稿では、大学との共同研究契約の実情、大学における著作権の取扱いルールを紹介するとともに、ソフトウェア等の開発を目的とする産学連携における留意点等について取り上げたいと思います。

**Q1** 我が社が研究資金を提供したのだから、研究成果物であるソフトウェアやデータベースの著作権は我が社が保有できますよね？

**A1** 大学との産学連携による研究コラボレーションの形態としては、共同研究又は受託研究という制度で行われることが最も多いといえます<sup>2</sup>。そして、共同・受託研究のいずれの場合も、研究プロジェクトを開始する際には、大学との間で研究契約（共同研究の場合には「共同研究契約」）を結んだうえ、民間企業が負担する研究費を用いて研究が遂行されることとなります。多くの大学では、共同研究契約等の学内雛形を有しており、これが契約交渉の際の

1 文部科学省「平成28年度 大学等における産学連携等実施状況について」、平成30年2月16日公表。

ベースとされます。

そのような共同研究契約等の学内雛形において、研究成果に係る知的財産の帰属はどのように規定されているのでしょうか。大学ごとのポリシーに応じて若干相違は見られるものの、概ね、その知的財産の創作者の所属先に基づいて権利の帰属を決めるという規定となっていることがほとんどです。例えば、発明であれば「発明者は誰か」を当事者間で特定したうえで、その寄与率に応じて発明者が所属する組織が特許を受ける権利を所有することになりますので、企業側研究者と大学側研究者との共同発明の場合であれば、それぞれの寄与率に応じた持分比で共有となりますし、一方、大学側研究者のみによる単独発明の場合には、大学に単独帰属することになります。

では、ソフトウェア等の研究成果に係る著作権についてはどうかというと、多くの大学の場合、共同研究契約等の学内雛形では、特許と同様に扱うという規定とされているのみで、著作権について独自の取り決めが規定されている場合は、ほとんどないと言ってよいと思います。つまり、著作権の場合も、著作物の著作者は誰か、その寄与率はどのような割合かという観点から著作権の帰属が決められることとなります。したがって、原則としては、共同研究の研究費を民間企業が負担しているからといって<sup>3</sup>、研究成果であるソフトウェア等の著作権は必ずしも企業に帰属するわけではないということになります。

もちろん、上記の研究成果の取扱いは、あくまで「大学の契約雛形の規定によれば」という前提の話ですので、現実のケースでは個別事情等を踏まえて、それとは異なる取扱いとするよう共同研究契約締結時に交渉を行う余地は少なからずあります。そのような交渉を行う場合には、大学の教職員の研究成果についての知的財産権がどのような取扱いルールになっているかを把握しておくことが重要になります。そこで、次に、大学内の取扱いルールについて紹介したいと思います。

## Q2 大学の研究成果に関する著作権の取扱いルールはどうなっているのですか？

**A2** 大学内の教職員がなした研究成果に関する知的財産の取扱いについては、大学ごとに学内規則の形で定めており、最近では、多くの場合、知財財産部門のWebページで規則全文を閲覧することができるようになっています。

まず、教職員がなした発明の取扱いの典型例としては、発明が生じた場合には教職員は大学に届出を提出し、その後、知的財産部門等において出願要否の判断を行い、大学名義で出願すると判断した場合には教職員から特許等を受ける権利を承継する、という仕組みが挙げられます。発

2 「共同研究」とは、民間企業と大学が共通の課題についてそれぞれの役割分担の下で協力的に行う研究開発活動であり、一方、「受託研究」は、民間企業が委託した特定のテーマに関して大学があくまで単独で研究を行うものです(要するに、民間企業から見れば大学に研究を委託するというもの)。それら以外にも、技術指導という形で大学研究者のアドバイスを受れたり、特許ライセンスや有体物の移転を受けたりするような形態も産学連携活動の範囲に含まれます。

3 ここで、「研究費を民間企業が負担している」と書きましたが、大学側としては、一方的に企業だけが研究コストを負担しているわけではなく、研究施設や設備、大学側研究者の人的負担を大学側も行っているものであり、あくまで双方がリソースを出し合って共同研究を行っているという考え方を取っているようです。実際、大学は赤字で共同研究を行っているのだというような内容の話を耳にする機会もあります。